

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成 22 年 2 月 18 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合訓令第 2 号

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

秋田県後期高齢者医療広域連合臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成 19 年 3 月 27 日訓令第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「40 時間」を「38 時間 45 分」に改める。

第 2 条第 2 項中「16 時間」を「15 時間 30 分」に、「32 時間」を「31 時間」に改める。

第 3 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。